

労働者派遣事業関係資料

VI 派遣元事業主・派遣先が講ずべき措置について（労働・社会保険の適用促進など）

1 現行制度

労働者派遣法において、派遣元事業主については、第30条、31条等により、派遣先については、第40条等により講ずべき措置が規定されており、これらの措置の適切かつ有効な実施を図るため、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針で以下の内容が定められている。

○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針

- ・派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置
- ・適切な苦情の処理（Ⅶ参照）
- ・労働・社会保険の適用の促進
- ・派遣労働者の福祉の増進
- ・個人情報の保護
- 等

○派遣先が講ずべき措置に関する指針

- ・派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置
- ・適切な苦情の処理（Ⅶ参照）
- ・労働・社会保険の適用の促進
- ・適正な派遣就業の確保
- 等

【平成15年改正事項】

・省令事項

派遣元事業主は、派遣労働者に係る健康保険被保険者資格取得届等が行政機関に提出されていないことを派遣先に通知する場合には、具体的な理由を付さなければならないこととした。（施行規則第27条の2第2項）

（注）下線部を追加。

・ 指針事項

以下の事項を派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針に新たに追加。

＜派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置＞

○ 労働者派遣契約の締結に際して配慮すべき事項

- ・ 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、当該労働者の希望及び労働者派遣契約における労働者派遣の期間を勘案して、雇用契約の期間について、当該期間を当該労働者派遣契約における労働者派遣の期間と合わせる等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めること。（派遣元指針）
- ・ 派遣先は、労働者派遣契約の締結に際し、労働者派遣の期間を定めるに当たっては、派遣元事業主と協力しつつ、当該派遣先において労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を勘案して可能な限り長く定める等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めること。（派遣先指針）

＜労働・社会保険の適用の促進＞

○ 派遣労働者に対する未加入の理由の通知

- ・ 派遣元事業主は、労働・社会保険に加入していない派遣労働者については、派遣先に対して通知した当該派遣労働者が労働・社会保険に加入していない具体的な理由を、当該派遣労働者に対しても通知すること。（派遣元指針）

※参考

15年改正前の以下の内容に加え、上記を追加した。

「派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の就業の状況等を踏まえ、労働・社会保険の適用手続を適切に進め、労働・社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入させてから労働者派遣を行うこと。ただし、新規に雇用する派遣労働者について労働者派遣を行う場合であって、当該労働者派遣の開始後速やかに労働・社会保険の加入手続を行うときは、この限りでないこと。」

○ 労働・社会保険の適用の促進

- ・ 派遣先は、派遣元事業主から労働・社会保険に加入していない理由の通知を受けた場合において、当該理由が適正でないと考えられる場合には、派遣元事業主に対し、派遣労働者を労働・社会保険に加入させてか

ら派遣するよう求めること。(派遣先指針)

※参考

15年改正前の以下の内容に加え、上記を追加した。

「派遣先は、労働・社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、労働・社会保険に加入している派遣労働者（派遣元事業主は新規に雇用した派遣労働者であって、当該派遣先への労働者派遣の開始後速やかに労働・社会保険への加入手続が行われるものを含む。）を受け入れるべきこと。」

<派遣労働者の福祉の増進>

○福利厚生等に係る派遣先の労働者との均衡に配慮した取扱い

- ・ 派遣元事業主は、労働者派遣にかかる業務を円滑に遂行する上で有用な物品の貸与や教育訓練の実施等をはじめとする派遣労働者の福利厚生等の措置について、必要に応じ派遣先に雇用され派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生等の実情を把握し、当該派遣先において雇用されている労働者との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努めること。(派遣元指針)

<適正な派遣就業の確保>

○適切な就業環境の維持・福利厚生等

- ・ 派遣先は、派遣元事業主の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生等の実状を把握するために必要な情報を派遣元事業主に提供する等の協力をするよう努めなければならないこと。(派遣先指針)

※参考

15年改正前の以下の内容に加え、上記を追加した。

「派遣先は、その指揮命令下に労働させている派遣労働者について、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシャルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持、その雇用する労働者が通常利用している診療所、給食施設等の施設の利用に関する便宜、必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るように努めなければならないこと。」

○教育訓練・能力開発

- ・ 派遣先は、派遣元事業主が行う教育訓練や派遣労働者の自主的な能力開発等の派遣労働者の教育訓練・能力開発について、可能な限り協力するほか、必要に応じた教育訓練の便宜を図るよう努めなければならないこと。(派遣先指針)

※参考

15年改正前は、「必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るように努めなければならないこと」とのみ規定されていたが、上記のように改正した、

＜雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストへの派遣労働者の受け入れ＞

- ・ 派遣先は、雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストに、当該解雇後3ヶ月以内に派遣労働者を受け入れる場合には、必要最小限度の労働者派遣の期間を定めるとともに、当該派遣先に雇用される労働者に対し労働者派遣の役務の提供を受ける理由を説明する等、適切な措置を講じ、派遣先の労働者の理解が得られるよう努めること。（派遣先指針）

2 ヒアリングにおける主な意見等

＜労働者派遣事業団体＞

- ・ 労働・社会保険の適用促進については、すでに平成11年の法改正によって、一定程度社会保険の状況については当協会として知らせているため、今回の改正によって法適用が促進したというよりも、派遣元の事務処理負担が非常に増えた。
- ・ 派遣先の職業訓練、能力開発の協力などは、いくつかよい事例の報告を当協会として受けている。
- ・ まだまだ年功序列型賃金という仕組みが残っている中で、有期の雇用の派遣労働者と直接雇用の社員の方の条件が一致することは、まだ我が国では難しいのではないかと。また、派遣元における派遣スタッフの均等待遇の問題も忘れてはならないと考えている。

＜派遣元事業主＞

- ・ 労働・社会保険の加入については、社会保険に入っていないとそもそも派遣先が受け入れてくれないという土壌ができてきた。
- ・ 労働・社会保険の適用促進については、とりわけ製造分野については、もっと強く進めるべきだと実感している。現場の声からは、適用しない場合の通知義務について、それができている事業者は、非常に少ないのではないかと。ということがある。
- ・ 労働・社会保険の適用について、本来的には適用されているはずのスタッフが、現実では適用されていないことが見受けられる。製造分野については何らかの促進をしていく方法が必要なのではないか、きっちりとした罰則規定がないと、進まないのかと実感している。事故等を生じ

る率については、製造分野は事務分野等に比べて多いので、社会保険が適用されるべきスタッフが適用されていないと、事故が起きた後、現実的にいろいろな問題が生じているように聞いている。とりわけスタッフサイドがけがをした、その後の通院等に関して派遣元がしっかりとした立場で責任を負わない。全体として何らかのしっかりとした適用措置が必要ではないかと考えている。

- ・ 福利厚生については、（派遣労働者が）診療所を無料で利用できることが増えてきた。

<派遣先の企業>

- ・ 必ず雇用保険、労働保険、社会保険に加入している派遣労働者を、基本的には派遣会社が派遣するというスタンスで臨んでくれているので、最初から短期の2カ月しかないというような場合だと、保険に加入していない派遣労働者の方もいるが、長期の場合は保険に加入している方を派遣してもらうというスタンスで対応してもらっているので、その辺については特段に問題ないと考えている。
- ・ 派遣労働者も社員と同じように、福利厚生を使えるようにということだが、これについては同じように差別の排除はしているつもりである。
- ・ （派遣労働者の）教育訓練についても、可能な限り協力するという形でやっている。

<派遣先の労働者>

- ・ 福利厚生、社会保険関連は、派遣元で入っていないときは雇用しないので、その辺はきちんとやられていると思う。うちの会社内における共有スペースなどは全部社員と同じように使わせてもらっている。
- ・ 女子社員は制服があるが、3カ月を超えたら制服を支給するということで、長期の人は全部制服が配付されている。このため、ちょっと見ると、誰が社員で、誰が派遣社員かわからないというのが現状である。
- ・ 社内教育制度というものがあって、通信教育や外国の講師を入れることに対しても、派遣社員が自由に受けられる形を取っている。社員と派遣社員のスキルの差があっては困るためである。利用者から見たら、派遣社員も社員も変わらないので、同じようにやるという教育は、ちょっと不足しているが、力を入れているというのが現状である。

<派遣労働者>

- ・ 社会保険が全然きちんとしていなかったのも、そういう面をきちんとしてもらいたい。

- ・ ある程度勤務して、能力を認めていただいて、賃金のアップを考えていただければ有り難い。
- ・ 有休を取りやすくして欲しい。
- ・ 交通費を検討して欲しい。

【参考】実態調査結果におけるポイント

<派遣元事業所調査>

- ・ 常用の派遣労働者についての教育訓練の受講率が80%を超える事業所の割合は、一般派遣元事業所で36.5%、特定派遣元事業所で55.6%であり、一般労働者派遣事業における登録型等の派遣労働者については19.7%となっている。

<派遣先調査>

- ・ 教育訓練の受講率が80%を超える事業所は49.3%となっている。

<派遣労働者調査>

- ・ 教育訓練を受けた時期は、派遣後(26.6%)、新規採用・登録時(23.8%)、派遣直前(17.8%)となっており、教育訓練の方法は、派遣先で受けた(47.2%)、派遣会社でのOJTを受けた(36.9%)、派遣会社でのoff-JTを受けた(33.5%)の順となっている。
- ・ 労働・社会保険の加入状況についてみると、雇用保険については加入している者が88.7%(常用労働者91.8%、登録型84.7%)である。自己名義の健康保険については、加入している者が85.1%(同88.2%、80.9%)である。自己名義の厚生年金については、加入している者が82.4%(同85.7%、78.2%)である。

⑥派遣元事業主・派遣先が講ずべき措置について(労働・社会保険の適用促進など)

※＜＞内は平成14年実態調査の数値

【派遣元事業所調査】

＜派遣労働者の福祉の増進＞

表1. 派遣元による教育訓練受講率(平成17年9月1日現在)

(単位:所、%)

		総数	0～20%	21～40%	41～60%	61～80%	81～100%	不明	平均(%)
常用の派遣労働者	一般	806	72	34	46	52	294	308	75.3
		100	8.9	4.2	5.7	6.5	36.5	38.2	
	特定	640	36	35	48	38	356	127	82.8
		100	5.6	5.5	7.5	5.9	55.6	19.8	
＜常用の派遣労働者＞	＜一般＞	＜691＞	＜125＞	＜83＞	＜42＞	＜49＞	＜202＞	＜210＞	—
		＜100＞	＜18.1＞	＜9.1＞	＜6.1＞	＜7.1＞	＜29.2＞	＜30.4＞	
	＜特定＞	＜606＞	＜80＞	＜33＞	＜46＞	＜52＞	＜343＞	＜52＞	—
		＜100＞	＜13.2＞	＜5.4＞	＜7.6＞	＜8.6＞	＜56.6＞	＜8.6＞	
登録型等の派遣労働者	一般	806	130	48	70	32	159	367	56.0
		100	16.1	6.0	8.7	4.0	19.7	45.5	
	＜特定＞	＜691＞	＜210＞	＜83＞	＜57＞	＜44＞	＜134＞	＜163＞	—
		＜100＞	＜30.4＞	＜12.0＞	＜8.2＞	＜6.4＞	＜19.4＞	＜23.6＞	

表2. 派遣元による平均教育訓練期間(平成17年9月1日現在)

(単位:所、%)

		総数	0日	1～2日	3～6日	7～13日	14～31日	32日以上	不明	平均(日)
常用の派遣労働者	一般	806	0	234	144	63	38	14	313	6.9
		100	0.0	29.0	17.9	7.8	4.7	1.7	38.8	
	特定	640	0	139	109	90	77	67	158	17.5
		100	0.0	21.7	17.0	14.1	12.0	10.5	24.7	
＜常用の派遣労働者＞	＜一般＞	＜691＞	＜53＞	＜171＞	＜142＞	＜69＞	＜36＞	＜8＞	＜212＞	—
		＜100＞	＜7.7＞	＜24.7＞	＜20.5＞	＜10.0＞	＜5.2＞	＜1.2＞	＜30.7＞	
	＜特定＞	＜606＞	＜33＞	＜109＞	＜122＞	＜84＞	＜92＞	＜73＞	＜93＞	—
		＜100＞	＜5.4＞	＜18.0＞	＜20.1＞	＜13.9＞	＜15.2＞	＜12.0＞	＜15.3＞	
登録型等の派遣労働者	一般	806	0	263	113	40	12	5	373	4.2
		100	0.0	32.6	14.0	5.0	1.5	0.6	46.3	
	＜一般＞	＜691＞	＜57＞	＜257＞	＜134＞	＜55＞	＜13＞	＜7＞	＜168＞	—
		＜100＞	＜8.2＞	＜37.2＞	＜19.4＞	＜8.0＞	＜1.9＞	＜1.0＞	＜24.3＞	

表3. 派遣元による教育訓練の方法(複数回答)

(単位:所、%)

	総数	派遣元でのoff-JT	派遣元でのOJT	派遣先内での訓練	他の教育訓練施設への委託	その他	不明
一般	806	479	299	345	136	29	37
	100	59.4	37.1	42.8	16.9	3.6	4.6
＜一般＞	＜691＞	＜488＞	＜249＞	＜311＞	＜171＞	＜19＞	＜28＞
	＜100＞	＜70.6＞	＜36.0＞	＜45.0＞	＜24.7＞	＜2.7＞	＜4.1＞
特定	640	261	383	237	167	27	43
	100	40.8	59.8	37.0	26.1	4.2	6.7
＜特定＞	＜606＞	＜292＞	＜350＞	＜266＞	＜162＞	＜22＞	＜38＞
	＜100＞	＜48.2＞	＜57.8＞	＜43.9＞	＜26.7＞	＜3.6＞	＜6.3＞

表4. 教育訓練対象者選定方法

(単位:所、%)

	総数	登録者・派遣労働者全員	希望者全員	ローテーションで行う	貴事業所が決定	不明
一般	806	283	186	27	222	88
	100	35.1	23.1	3.4	27.5	10.9
<一般>	<691>	<229>	<229>	<29>	<171>	<33>
	<100>	<33.1>	<33.1>	<4.2>	<24.7>	<4.8>
特定	640	254	88	39	168	91
	100	39.7	13.8	6.1	26.3	14.2
<特定>	<606>	<249>	<93>	<42>	<174>	<48>
	<100>	<41.1>	<15.3>	<6.9>	<28.7>	<7.9>

表5. 主な教育訓練の内容(複数回答(3つ以内))

(単位:所、%)

	総数	パソコン、ワープロ操作	ソフトウェア開発	一般常識・教養	語学	マナー	車両運転	接客	営業	介護	その他	不明
一般	806	516	77	306	31	481	22	125	10	25	203	32
	100	64.0	9.6	38.0	3.9	59.7	2.7	15.5	1.2	3.1	25.2	4.0
<一般>	<691>	<553>	<75>	<232>	<39>	<431>	<5>	<179>	<18>	<3>	<133>	<19>
	<100>	<80.0>	<10.9>	<33.6>	<5.6>	<62.4>	<0.7>	<25.9>	<2.6>	<0.4>	<19.2>	<2.7>
特定	640	285	243	192	20	201	22	56	13	2	178	46
	100	44.5	38.0	30.0	3.1	31.4	3.4	8.8	2.0	0.3	27.8	7.2
<特定>	<606>	<343>	<241>	<162>	<22>	<201>	<4>	<42>	<4>	<4>	<142>	<38>
	<100>	<56.6>	<39.8>	<26.7>	<3.6>	<33.2>	<0.7>	<6.9>	<0.7>	<0.7>	<23.4>	<6.9>

表6. 教育訓練を行うに当たっての問題点(複数回答)

(単位:所、%)

	総数	自社に教育訓練実施に係るノウハウがない	実施すべき教育訓練の内容の把握が難しい	業務の都合で実施しにくい	コストがかかりすぎる	労働者が受講を希望しない	予定した教育訓練の効果が得られにくい	教育訓練を受けてやめてしまう人がいる	教育訓練による技能の向上を評価するノウハウがない	その他	不明
一般	806	95	164	358	215	167	90	224	93	31	101
	100	11.8	20.4	44.4	26.7	20.7	11.2	27.8	11.5	3.9	12.5
<一般>	<691>	<89>	<126>	<296>	<242>	<129>	<123>	<250>	<105>	<25>	<55>
	<100>	<12.9>	<18.2>	<42.8>	<35.0>	<18.7>	<17.8>	<36.2>	<15.2>	<3.6>	<8.0>
特定	640	76	111	286	148	45	85	71	55	28	125
	100	11.9	17.3	44.7	23.1	7.0	13.3	11.1	8.6	4.4	19.5
<特定>	<606>	<49>	<98>	<297>	<154>	<38>	<65>	<56>	<79>	<25>	<124>
	<100>	<8.1>	<16.2>	<49.0>	<25.4>	<6.3>	<10.7>	<9.2>	<13.0>	<4.1>	<20.5>

表7. 派遣労働者の福利厚生等の措置について、派遣先に雇用されている労働者との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努めているか

(単位:所、%)

	総数	はい	いいえ	不明
一般	806	760	25	21
	100	94.3	3.1	2.6
特定	640	571	27	42
	100	89.2	4.2	6.6

表8. 派遣労働者の適性、能力等を勘案して、最も適した就業機会の確保を図るよう努めているか

(単位:所、%)

	総数	はい	いいえ	不明
一般	806	776	9	21
	100	96.3	1.1	2.6
特定	640	592	13	35
	100	92.5	2.0	5.5

表9. 派遣労働者の知識、技術、経験等を活かして、就業機会と密接に関連する教育訓練の機会の確保するよう努めているか

(単位:所、%)

	総数	はい	いいえ	不明
一般	806	690	84	32
	100	85.6	10.4	4.0
特定	640	540	59	41
	100	84.4	9.2	6.4

<労働・社会保険の適用の促進>

表10. 各保険への加入状況

(単位:所、%)

		総数	加入	未加入	不明
雇用保険	一般	806	778	8	20
		100	96.5	1.0	2.5
	特定	640	615	3	22
		100	96.1	0.5	3.4
健康保険	一般	806	768	17	21
		100	95.3	2.1	2.6
	特定	640	608	10	22
		100	95.0	1.6	3.4
厚生年金 保険	一般	806	766	17	23
		100	95.0	2.1	2.9
	特定	640	604	11	25
		100	94.4	1.7	3.9

表11. 各保険の加入人数

(単位:所、%)

			総数	0人	1～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	不明	平均(人)	
雇用保険	常用の派遣労働者	一般	806	0	134	78	54	30	76	107	327	77.8	
			100	0.0	16.6	9.7	6.7	3.7	9.4	13.3	40.6		
		特定	640	0	267	104	47	18	55	41	108	34.0	
			100	0.0	41.7	16.3	7.3	2.8	8.6	6.4	16.9		
	登録型等の派遣労働者	一般	806	0	74	53	38	20	67	111	443	95.7	
			100	0.0	9.2	6.6	4.7	2.5	8.3	13.8	55.0		
	健康保険	常用の派遣労働者	一般	806	0	145	83	48	28	72	86	344	65.9
				100	0.0	18.0	10.3	6.0	3.5	8.9	10.7	42.7	
特定			640	0	264	107	46	17	50	41	115	33.7	
			100	0.0	41.3	16.7	7.2	2.7	7.8	6.4	18.0		
登録型等の派遣労働者		一般	806	0	70	58	33	29	64	97	455	92.1	
			100	0.0	8.7	7.2	4.1	3.6	7.9	12.0	56.5		
厚生年金保険		常用の派遣労働者	一般	806	0	147	82	48	28	71	86	344	65.9
				100	0.0	18.2	10.2	6.0	3.5	8.8	10.7	42.7	
	特定		640	0	263	107	47	17	50	41	115	33.7	
			100	0.0	41.1	16.7	7.3	2.7	7.8	6.4	18.0		
	登録型等の派遣労働者	一般	806	0	67	56	33	29	64	97	460	93.2	
			100	0.0	8.3	7.0	4.1	3.6	7.9	12.0	57.1		

表12. 派遣先への社会保険・雇用保険の被保険者資格取得届の有無の通知の状況
(単位:所、%)

	総数	必ず通知し、 内容に変更 があった場合 はその旨伝 えている	通知するが、 内容に変更 があっても修 正しない	あまり通 知しない	通知しな い	不明
一般	806	589	97	41	41	38
	100	73.1	12.0	5.1	5.1	4.7
<一般>	<691>	<470>	<118>	<47>	<46>	<10>
	<100>	<68.0>	<17.1>	<6.8>	<6.7>	<1.4>
特定	640	404	47	48	96	45
	100	63.1	7.3	7.5	15.0	7.0
<特定>	<606>	<304>	<44>	<73>	<159>	<26>
	<100>	<50.2>	<7.3>	<12.0>	<26.2>	<4.3>

表13. 労働・社会保険に加入していない理由の通知の状況
(単位:所、%)

	総数	通知して いる	たまに通 知してい る	通知して いない	不明
一般	806	584	21	70	131
	100	72.5	2.6	8.7	16.3
特定	640	154	5	49	432
	100	24.1	0.8	7.7	67.5

【派遣先調査】

＜適正な派遣就業の確保＞

表14. 労働者派遣の期間を可能な限り長く定める等、派遣労働者の雇用の安定を図るための必要な配慮の実施
(単位:所、%)

該当事業所	行った	行っていない	不明
1581	846	203	532
100	53.5	12.8	33.7

表15. 雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストに解雇後3ヶ月以内に派遣労働者を受け入れたことの有無
(単位:所、%)

該当事業所	ある	ない	不明
1581	224	743	614
100	14.2	47	38.8

表16. 派遣先による教育訓練受講率(平成17年9月1日現在)

(単位:所、%)

総数	0～20%	21～40%	41～60%	61～80%	81～100%	不明	平均(%)
1581	92	42	76	65	780	526	84.4
100	5.8	2.7	4.8	4.1	49.3	33.3	

表17. 派遣先による平均教育訓練期間(平成17年9月1日現在)

(単位:所、%)

総数	0日	1～2日	3～6日	7～13日	14～31日	32日以上	不明	平均(日)
1581	0	382	296	195	137	21	550	8.0
100	0.0	24.2	18.7	12.3	8.7	1.3	34.8	

表18. 派遣元事業主が行う教育訓練・能力開発についての可能な限りの協力

(単位:所、%)

総数	はい	いいえ	不明
1581	1350	154	77
100	85.4	9.7	4.9

表19. 派遣労働者が使用することのできる施設(複数回答)

(単位:所、%)

総数	診療所	社員食堂	休養、娯楽施設	その他	施設そのものがない	不明
1581	400	831	750	105	446	0
100	25.3	52.6	47.4	6.6	28.2	0.0
<2006>	<467>	<1057>	<918>	<60>	<588>	<74>
<100>	<23.3>	<52.7>	<45.8>	<3.0>	<29.3>	<3.7>

表20. 派遣元事業主への福利厚生等の実情把握のための必要な情報の提供協力の実施

(単位:所、%)

総数	はい	いいえ	不明
1581	1163	354	64
100	73.6	22.4	4.1

表21. 派遣元事業主から適正でない理由の通知を受けた場合における派遣労働者を労働・社会保険に加入させてからの派遣の要請の有無
(単位: 所, %)

総数	はい	いいえ	不明
1581	1051	392	138
100	66.5	24.8	8.7

表22. 派遣労働者に対するセクハラ防止の取組(複数回答)

(単位: 所, %)

総数	セクハラ 防止担当 者を選任 している	職員研修 をおこ なってい る	パンフレッ トを作成し ている	特段の取 り組みは していな い	その他	不明
1581	297	341	67	482	58	336
100	18.8	21.6	4.2	30.5	3.7	21.3
<2006>	<498>	<609>	<245>	<832>	<76>	<72>
<100>	<24.8>	<30.4>	<12.2>	<41.5>	<3.8>	<3.6>

【派遣労働者調査】

表23. 諸手当(複数回答)

(単位:人、%)

	総数	賞与・一時金	退職手当	通勤手当	資格手当	食事手当	住宅手当	地域手当	精皆勤手当	職務手当
総数	2908	1143	385	2031	345	237	400	84	271	435
	100	39.3	13.2	69.8	11.9	8.2	13.8	2.9	9.3	15.0
<総数>	<3460>	<1649>	<563>	<2467>	<465>	<307>	<522>	<130>	<251>	<502>
	<100>	<47.7>	<16.3>	<71.3>	<13.4>	<8.9>	<15.1>	<3.8>	<7.3>	<14.5>
女性	1672	420	94	1021	61	88	52	18	108	93
	100	25.1	5.6	61.1	3.7	5.3	3.1	1.1	6.5	5.6
男性	1229	722	290	1009	284	149	348	66	162	342
	100	58.8	23.6	82.1	23.1	12.1	28.3	5.4	13.2	27.8
登録型派遣労働者	1154	130	17	600	28	27	7	9	52	27
	100	11.3	1.5	52.0	2.4	2.3	0.6	0.8	4.5	2.3
<登録型派遣労働者>	<1493>	<282>	<32>	<779>	<36>	<56>	<26>	<3>	<57>	<45>
	<100>	<18.9>	<2.1>	<52.2>	<2.4>	<3.8>	<1.7>	<0.2>	<3.8>	<3.0>
常用労働者	1698	988	359	1399	311	207	388	73	216	405
	100	58.2	21.1	82.4	18.3	12.2	22.9	4.3	12.7	23.9
<常用労働者>	<1801>	<1277>	<509>	<1552>	<410>	<227>	<476>	<123>	<187>	<447>
	<100>	<70.9>	<28.3>	<86.2>	<22.8>	<12.6>	<26.4>	<6.8>	<10.4>	<24.8>
	その他	なし	不明							
総数	80	622	129							
	2.8	21.4	4.4							
<総数>	<132>	<682>	<126>							
	<3.8>	<19.7>	<3.6>							
女性	25	515	71							
	1.5	30.8	4.3							
男性	55	105	54							
	4.5	8.5	4.4							
登録型派遣労働者	15	462	54							
	1.3	40.0	4.7							
<登録型派遣労働者>	<30>	<551>	<62>							
	<2.0>	<36.9>	<4.2>							
常用労働者	64	148	67							
	3.8	8.7	4.0							
<常用労働者>	<94>	<117>	<58>							
	<5.2>	<6.5>	<3.2>							

表24. 通勤手当の額(通勤手当を付与されている者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	実費相当分	上限以内の実費相当分	定額	賃金の一定割合	不明
総数	2031	1265	415	364	23	841
	100	62.3	20.4	17.9	1.1	41.4
<総数>	<2467>	<1739>	<328>	<346>	<28>	<26>
	<100>	<70.5>	<13.3>	<14.0>	<1.1>	<1.1>
女性	1021	585	217	216	13	641
	100	57.3	21.3	21.2	1.3	62.8
男性	1009	680	198	147	10	194
	100	67.4	19.6	14.6	1.0	19.2
登録型派遣労働者	600	339	136	122	9	548
	100	56.5	22.7	20.3	1.5	91.3
<登録型派遣労働者>	<779>	<505>	<112>	<135>	<19>	<8>
	<100>	<64.8>	<14.4>	<17.3>	<2.4>	<1.0>
常用労働者	1399	908	273	234	13	270
	100	64.9	19.5	16.7	0.9	19.3
<常用労働者>	<1552>	<1132>	<205>	<193>	<7>	<15>
	<100>	<72.9>	<13.2>	<12.4>	<0.5>	<1.0>

表25. 教育訓練を受けた時期(複数回答)

(単位:人、%)

	総数	新規採用・登録時	派遣直前	派遣後	受けていない	不明
総数	2908	691	518	774	1314	72
	100	23.8	17.8	26.6	45.2	2.5
<総数>	<3460>	<872>	<535>	<859>	<1587>	<99>
	<100>	<25.2>	<15.5>	<24.8>	<45.9>	<2.9>
女性	1672	306	304	421	837	32
	100	18.3	18.2	25.2	50.1	1.9
男性	1229	385	213	353	475	36
	100	31.3	17.3	28.7	38.7	2.9
登録型派遣労働者	1154	187	203	256	634	19
	100	16.2	17.6	22.2	54.9	1.7
<登録型派遣労働者>	<1493>	<247>	<232>	<276>	<853>	<36>
	<100>	<16.5>	<15.5>	<18.5>	<57.1>	<2.4>
常用労働者	1698	494	310	502	655	46
	100	29.1	18.3	29.6	38.6	2.7
<常用労働者>	<1801>	<566>	<283>	<533>	<668>	<61>
	<100>	<31.4>	<15.7>	<29.6>	<37.1>	<3.4>

表26. 教育訓練の方法(教育訓練を受けた者のみ)(複数回答)

(単位:人、%)

	該当者	派遣会社 でのoff- JTを受け た	派遣会社 でのOJT を受けた	派遣先で 受けた	他の教育 訓練施設 で受けた	その他	不明
総数	1522	510	562	718	205	35	134
	100	33.5	36.9	47.2	13.5	2.3	8.8
<総数>	<1774>	<560>	<650>	<726>	<207>	<64>	<135>
	<100>	<31.6>	<36.6>	<40.9>	<11.7>	<3.6>	<7.6>
女性	803	273	247	370	96	20	72
	100	34.0	30.8	46.1	12.0	2.5	9.0
男性	718	237	315	348	109	15	57
	100	33.0	43.9	48.5	15.2	2.1	7.9
登録型派遣労働者	501	195	141	230	50	11	49
	100	38.9	28.1	45.9	10.0	2.2	9.8
<登録型派遣労働者>	<604>	<186>	<190>	<236>	<64>	<23>	<51>
	<100>	<30.8>	<31.5>	<39.1>	<10.6>	<3.8>	<8.4>
常用労働者	997	308	415	474	152	23	77
	100	30.9	41.6	47.5	15.3	2.3	7.7
<常用労働者>	<1072>	<334>	<419>	<450>	<139>	<38>	<78>
	<100>	<31.2>	<39.1>	<42.0>	<13.0>	<3.5>	<7.3>

表27. 教育訓練の内容(教育訓練を受けた者のみ)(複数回答)

(単位:人、%)

	該当者	パソコン・ ワープロ 操作	ソフトウェ ア開発関 係	一般常 識・教養	語学	マナー	車両運転	接客	営業	介護	物の製造
総数	1522	649	242	447	41	594	44	207	33	27	71
	100	42.6	15.9	29.4	2.7	39.0	2.9	13.6	2.2	1.8	4.7
<総数>	<1774>	<893>	<303>	<544>	<31>	<639>	<11>	<243>	<24>	<8>	—
	<100>	<50.3>	<17.1>	<30.7>	<1.7>	<36.0>	<0.6>	<13.7>	<1.4>	<0.5>	—
女性	803	417	35	222	22	336	5	153	13	23	11
	100	51.9	4.4	27.7	2.7	41.8	0.6	19.1	1.6	2.9	1.4
男性	718	232	207	225	19	257	39	53	20	4	60
	100	32.3	28.8	31.3	2.7	35.8	5.4	7.4	2.8	0.6	8.4
登録型派遣労働者	501	245	12	133	17	221	10	77	11	11	14
	100	48.9	2.4	26.6	3.4	44.1	2.0	15.4	2.2	2.2	2.8
<登録型派遣労働者>	<604>	<324>	<17>	<176>	<9>	<249>	<5>	<102>	<8>	<5>	—
	<100>	<53.6>	<2.8>	<29.1>	<1.5>	<41.2>	<0.8>	<16.9>	<1.3>	<0.8>	—
常用労働者	997	396	228	311	23	366	34	126	22	14	56
	100	39.7	22.9	31.2	2.3	36.7	3.4	12.6	2.2	1.4	5.6
<常用労働者>	<1072>	<507>	<274>	<340>	<21>	<358>	<6>	<125>	<13>	<3>	—
	<100>	<47.3>	<25.6>	<31.7>	<2.0>	<33.4>	<0.6>	<11.7>	<1.2>	<0.3>	—

	医療	その他	不明
総数	23 1.5	279 18.3	87 5.7
<総数>	—	<321>	<28>
	—	<18.1>	<1.6>
女性	19 2.4	123 15.3	40 5.0
男性	4 0.6	156 21.7	43 6.0
登録型派遣労働者	10 2.0	75 15.0	23 4.6
<登録型派遣労働者>	—	<79>	<7>
	—	<13.1>	<1.2>
常用労働者	13 1.3	198 19.9	57 5.7
<常用労働者>	—	<225>	<19>
	—	<21.0>	<1.8>

表28. 新規採用・登録時の教育訓練期間(教育訓練を受けた者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	なし	1～2日	3～6日	7～13日	14～31日	32日以上	不明	平均(日)
総数	1522 100	832 54.7	233 15.3	101 6.6	59 3.9	85 5.6	70 4.6	142 9.3	16.3
<総数>	<1774>	<902>	<258>	<109>	<106>	<112>	<107>	<180>	<18.1>
	<100>	<50.8>	<14.5>	<6.1>	<6.0>	<6.3>	<6.0>	<10.3>	
女性	803 100	497 61.9	152 18.9	44 5.5	17 2.1	16 2.0	19 2.4	58 7.2	8.3
男性	718 100	334 46.5	81 11.3	57 7.9	42 5.9	69 9.6	51 7.1	84 11.7	22.9
登録型派遣労働者	501 100	314 62.7	118 23.6	22 4.4	7 1.4	7 1.4	1 0.2	32 6.4	3.2
<登録型派遣労働者>	<604>	<357>	<142>	<23>	<24>	<15>	<3>	<40>	<5.3>
	<100>	<59.1>	<23.5>	<3.8>	<4.0>	<2.5>	<0.5>	<6.6>	
常用労働者	997 100	504 50.6	114 11.4	76 7.6	51 5.1	75 7.5	68 6.8	109 10.9	21.6
<常用労働者>	<1072>	<789>	<65>	<55>	<35>	<40>	<13>	<75>	<13.0>
	<100>	<73.6>	<6.1>	<5.1>	<3.3>	<3.7>	<1.2>	<7.0>	

表29. 派遣直前の教育訓練期間(教育訓練を受けた者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	なし	1～2日	3～6日	7～13日	14～31日	32日以上	不明	平均(日)
総数	1522	1005	242	80	29	28	36	102	10.1
	100	66.0	15.9	5.3	1.9	1.8	2.4	6.7	
<総数>	<1774>	<1239>	<191>	<93>	<50>	<54>	<26>	<121>	<11.2>
	<100>	<69.8>	<10.8>	<5.2>	<2.8>	<3.0>	<1.5>	<6.8>	
女性	803	500	163	43	11	9	26	51	11.2
	100	62.3	20.3	5.4	1.4	1.1	3.2	6.4	
男性	718	505	79	37	18	19	10	50	8.4
	100	70.3	11.0	5.2	2.5	2.7	1.4	7.0	
登録型派遣労働者	501	298	126	23	3	7	16	28	9.6
	100	59.5	25.2	4.6	0.6	1.4	3.2	5.6	
<登録型派遣労働者>	<604>	<372>	<118>	<31>	<14>	<14>	<11>	<44>	<8.7>
	<100>	<61.6>	<19.5>	<5.1>	<2.3>	<2.3>	<1.8>	<7.3>	
常用労働者	997	688	113	56	25	21	20	74	10.7
	100	69.0	11.3	5.6	2.5	2.1	2.0	7.4	
<常用労働者>	<1072>	<789>	<65>	<55>	<35>	<40>	<13>	<75>	<13.0>
	<100>	<73.6>	<6.1>	<5.1>	<3.3>	<3.7>	<1.2>	<7.0>	

表30. 派遣後の教育訓練期間(教育訓練を受けた者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	なし	1～2日	3～6日	7～13日	14～31日	32日以上	不明	平均(日)
総数	1522	178	89	87	23	123	0	0	9.2
	100	11.7	5.9	5.7	1.5	8.1	0.0	0.0	
<総数>	<1774>	<915>	<262>	<167>	<96>	<104>	<37>	<193>	<10.8>
	<100>	<51.6>	<14.8>	<9.4>	<5.4>	<5.9>	<2.1>	<10.9>	
女性	803	90	40	40	8	69	0	0	7.1
	100	11.2	5.0	5.0	1.0	8.6	0.0	0.0	
男性	718	88	49	47	15	54	0	0	11.6
	100	12.3	6.8	6.6	2.1	7.5	0.0	0.0	
登録型派遣労働者	501	58	23	27	5	30	0	0	6.7
	100	11.6	4.6	5.4	1.0	6.0	0.0	0.0	
<登録型派遣労働者>	<604>	<328>	<110>	<42>	<26>	<27>	<9>	<62>	<8.3>
	<100>	<54.3>	<18.2>	<7.0>	<4.3>	<4.5>	<1.5>	<10.3>	
常用労働者	997	115	62	56	18	93	0	0	10.6
	100	11.5	6.2	5.6	1.8	9.3	0.0	0.0	
<常用労働者>	<1072>	<539>	<135>	<109>	<67>	<70>	<28>	<124>	<12.5>
	<100>	<50.3>	<12.6>	<10.2>	<6.3>	<6.5>	<2.6>	<11.6>	

表31. 労働・社会保険の加入状況

(単位:人、%)

		総数	加入して いる	加入資格 がないの で加入し ていない	加入資格 があるが加 入してい ない	加入資格 がわから ないが加 入してい ない	加入の有 無がわか らない	不明
		<総数>	<加入して いる>	<加入していない>			<分から ない>	<不明>
雇用保険	総数	2908	2579	120	32	25	63	89
		100	88.7	4.1	1.1	0.9	2.2	3.1
	<総数>	<3460>	<3028>	<279>			<88>	<65>
		<100>	<87.5>	<8.1>			<2.5>	<1.9>
	女性	1672	1486	90	17	17	26	36
		100	88.9	5.4	1.0	1.0	1.6	2.2
	男性	1229	1090	30	15	8	36	50
		100	88.7	2.4	1.2	0.7	2.9	4.1
	登録型派遣労働者	1154	977	80	23	17	26	31
		100	84.7	6.9	2.0	1.5	2.3	2.7
	<登録型派遣労働者>	<1493>	<1273>	<176>			<24>	<20>
		<100>	<85.3>	<11.8>			<1.6>	<1.3>
自己名義 の健康保 険	常用労働者	1698	1558	36	9	7	35	53
		100	91.8	2.1	0.5	0.4	2.1	3.1
	<常用労働者>	<1801>	<1638>	<61>			<58>	<44>
		<100>	<90.9>	<3.4>			<3.2>	<2.4>
	総数	2908	2476	173	56	40	40	123
		100	85.1	6.0	1.9	1.4	1.4	4.2
	<総数>	<3460>	<2895>	<396>			<64>	<105>
		<100>	<83.7>	<11.4>			<1.8>	<3.0>
	女性	1672	1391	141	34	31	18	57
		100	83.2	8.4	2.0	1.9	1.1	3.4
	男性	1229	1081	32	22	9	22	63
		100	88.0	2.6	1.8	0.7	1.8	5.1
自己名義 の厚生年 金	登録型派遣労働者	1154	934	110	28	28	18	36
		100	80.9	9.5	2.4	2.4	1.6	3.1
	<登録型派遣労働者>	<1493>	<1216>	<226>			<18>	<33>
		<100>	<81.4>	<15.1>			<1.2>	<2.2>
	常用労働者	1698	1498	59	28	12	20	81
		100	88.2	3.5	1.7	0.7	1.2	4.8
	<常用労働者>	<1801>	<1576>	<117>			<41>	<67>
		<100>	<87.5>	<6.5>			<2.3>	<3.7>
	総数	2908	2395	199	46	53	74	141
		100	82.4	6.8	1.6	1.8	2.5	4.9
	<総数>	<3460>	<2805>	<443>			<95>	<117>
		<100>	<81.1>	<12.8>			<2.7>	<3.4>
	女性	1672	1358	149	26	35	40	64
		100	81.2	8.9	1.6	2.1	2.4	3.8
	男性	1229	1033	50	20	18	34	74
		100	84.1	4.1	1.6	1.5	2.8	6.0
	登録型派遣労働者	1154	902	122	20	30	33	47
		100	78.2	10.6	1.7	2.6	2.9	4.1
	<登録型派遣労働者>	<1493>	<1160>	<259>			<30>	<44>
		<100>	<77.7>	<17.3>			<2.0>	<2.9>
	常用労働者	1698	1455	73	26	22	34	88
		100	85.7	4.3	1.5	1.3	2.0	5.2
	<常用労働者>	<1801>	<1544>	<129>			<60>	<68>
		<100>	<85.7>	<7.2>			<3.3>	<3.8>

表32. 派遣先における診療所、給食施設等における便宜供与の状況

(単位:人、%)

		総数	利用できる	利用できない	施設はない	不明	
派遣先の 診療所の 利用	総数	2908	1173	391	1260	84	
		100	40.3	13.5	43.3	2.9	
	<総数>	<3460>	<1388>	<505>	<1424>	<143>	
		<100>	<40.1>	<14.6>	<41.2>	<4.1>	
	女性	1672	594	204	829	45	
		100	35.5	12.2	49.6	2.7	
	男性	1229	576	187	430	36	
		100	46.9	15.2	35.0	2.9	
	登録型派遣労働者	1154	380	146	603	25	
		100	32.9	12.7	52.3	2.2	
	<登録型派遣労働者>	<1493>	<501>	<230>	<708>	<54>	
		<100>	<33.6>	<15.4>	<47.4>	<3.6>	
	常用労働者	1698	774	239	632	53	
		100	45.6	14.1	37.2	3.1	
	<常用労働者>	<1801>	<822>	<256>	<643>	<80>	
		<100>	<45.6>	<14.2>	<35.7>	<4.4>	
派遣先の 社員食堂 の利用	総数	2908	1732	40	1072	64	
		100	59.6	1.4	36.9	2.2	
	<総数>	<3460>	<2007>	<58>	<1306>	<89>	
		<100>	<58.0>	<1.7>	<37.7>	<2.6>	
	女性	1672	865	25	748	34	
		100	51.7	1.5	44.7	2.0	
	男性	1229	865	15	323	26	
		100	70.4	1.2	26.3	2.1	
	登録型派遣労働者	1154	567	18	549	20	
		100	49.1	1.6	47.6	1.7	
	<登録型派遣労働者>	<1493>	<730>	<35>	<694>	<34>	
		<100>	<48.9>	<2.3>	<46.5>	<2.3>	
	常用労働者	1698	1135	20	507	36	
		100	66.8	1.2	29.9	2.1	
	<常用労働者>	<1801>	<1164>	<23>	<564>	<50>	
		<100>	<64.6>	<1.3>	<31.3>	<2.8>	
休養娯楽 施設等の 利用	総数	2908	944	363	576	894	131
		100	32.5	12.5	19.8	30.7	4.5
	<総数>	<3460>	<1046>	<521>	<827>	<854>	<212>
		<100>	<30.2>	<15.1>	<23.9>	<24.7>	<6.1>
	女性	1672	509	183	349	556	75
		100	30.4	10.9	20.9	33.3	4.5
	男性	1229	434	179	227	337	52
		100	35.3	14.6	18.5	27.4	4.2
	登録型派遣労働者	1154	318	133	239	420	44
		100	27.6	11.5	20.7	36.4	3.8
	<登録型派遣労働者>	<1493>	<402>	<184>	<379>	<439>	<89>
		<100>	<26.9>	<12.3>	<25.4>	<29.4>	<6.0>
	常用労働者	1698	610	223	327	459	79
		100	35.9	13.1	19.3	27.0	4.7
	<常用労働者>	<1801>	<591>	<303>	<425>	<370>	<112>
		<100>	<32.8>	<16.8>	<23.6>	<20.5>	<6.2>

VII 派遣労働者からの苦情等について

1 現行制度

<苦情の処理について>

①労働者派遣法上の規定

- ・ 派遣元事業主・派遣先は、派遣労働者からの苦情の処理を行わせるため、派遣元責任者・派遣先責任者を選任しなければならない。(第 36 条、第 41 条)
- ・ 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者から当該派遣就業に関し、苦情の申出を受けたときは、当該苦情の内容を当該派遣元事業主に通知するとともに、当該派遣元事業主との密接な連携の下に、誠意を持って、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図らなければならない。(第 40 条)

②派遣元指針・派遣先指針上の規定

○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針

- ・ 派遣元事業主は、派遣労働者の苦情の申出を受ける者、派遣元事業主において苦情の処理を行う方法、派遣元事業主と派遣先との連携のための体制等を労働者派遣契約において定めること。
- ・ 派遣元管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載すること。
- ・ 派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

○派遣先が講ずべき措置に関する指針

- ・ 派遣先は、派遣労働者の苦情の申出を受ける者、派遣先において苦情の処理をする方法、派遣元事業主と派遣先との連携を図るための体制等を、労働者派遣契約において定めること。
- ・ 派遣労働者の受入れに際し、説明会等を実施して、その内容を派遣労働者に説明すること。さらに、派遣先管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載するとともに、その内容を派遣元事業主に通知すること。
- ・ 派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

<労働者派遣契約の中途解除について>

①労働者派遣法上の規定

- ・ 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、労働者派遣契約を解除してはならないこと。(法27条)
- ・ 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該派遣就業に関し、労働者派遣法の規定等に違反した場合においては、当該労働者派遣を停止し、又は当該労働者派遣契約を解除することができること。(法28条)

②派遣元指針・派遣先指針上の規定

○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針

- ・ 派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受ける等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。また、労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を解雇しようとする場合には、当該派遣元事業主は、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に基づく責任を果たすこと。

○派遣先が講ずべき措置に関する指針

<労働者派遣契約の解除の事前の申し入れ>

- ・ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元事業主の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に解除の申し入れを行うこと。

<派遣先における就業機会の確保>

- ・ 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。

<損害賠償等に係る適切な措置>

- ・ 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の

新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、労働者派遣契約の解除を行おうとする日の少なくとも30日前に派遣元事業主に対しその旨の予告を行わなければならないこと。当該予告を行わない派遣先は、速やかに、当該派遣労働者の少なくとも30日分以上の賃金に相当する額について損害の賠償を行わなければならないこと。派遣先が予告をした日から労働者派遣契約の解除を行おうとする日までの期間が30日に満たない場合には、少なくとも労働者派遣契約の解除を行おうとする日の30日前の日から当該予告の日までの期間の日数分以上の賃金に相当する額について行わなければならないこと。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずること。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮すること。

- 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行う場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行う理由を当該派遣元事業主に対し明らかにすること。

【参考】実態調査におけるポイント

<派遣元事業所調査>

- 派遣労働者からの苦情の主な内容としては、一般派遣元事業所で、人間関係（73.6%）、業務内容（52.6%）、賃金・諸手当（33.8%）となっており、特定派遣元事業所で、人間関係（54.6%）、業務内容（48.2%）、時間外労働・休日労働（31.5%）となっている。
- 派遣先から派遣契約を中途解除されたことの有無については、一般派遣元事業所で、まったくない（39.5%）、ほとんどない（35.2%）、たまにある（21.8%）、よくある（1.5%）となっており、特定派遣元事業所においては、まったくない（68.0%）、ほとんどない（16.4%）、たまにある（11.1%）、よくある（0.0%）となっている。

<派遣先事業所調査>

- 派遣労働者からの苦情の主な内容としては、人間関係（31.2%）、業務内容（20.8%）、指揮命令等（9.9%）となっている。

<派遣労働者調査>

- 派遣労働者が申し出た苦情の内容としては、派遣先の上司・同僚との人

間関係（13.8%）、給与等賃金関係（13.0%）、派遣契約と実際の業務の内容が違う（11.7%）となっている。

- ・ 労働者派遣契約の中途解除の理由としては、派遣先の事業計画の急な変更・中止等があったため（54.1%）、知識・技術が派遣先の要望と食い違っていたため（13.2%）となっている。

⑦派遣労働者からの苦情等について

※＜＞内は平成14年実態調査の数値

【派遣元事業所調査】

表1. 過去1年間における派遣労働者からの苦情件数

(単位:所、%)

	総数	0件	1件	2件	3件	4～9件	10～29件	30件以上	不明	平均(件)
一般	806	1	60	64	67	97	94	15	408	7.6
	100	0.1	7.4	7.9	8.3	12.0	11.7	1.9	50.6	
特定	640	1	37	31	13	13	12	2	531	4.5
	100	0.2	5.8	4.8	2.0	2.0	1.9	0.3	83.0	
＜一般＞	＜691＞	＜289＞	＜51＞	＜68＞	＜52＞	＜91＞	＜91＞	＜19＞	＜30＞	＜5.4＞
	＜100＞	＜41.8＞	＜7.4＞	＜9.8＞	＜7.5＞	＜13.2＞	＜13.2＞	＜2.7＞	＜4.3＞	
＜特定＞	＜606＞	＜485＞	＜25＞	＜29＞	＜17＞	＜13＞	＜10＞	＜0＞	＜27＞	＜0.5＞
	＜100＞	＜80.0＞	＜4.1＞	＜4.8＞	＜2.8＞	＜2.1＞	＜1.7＞	＜0.0＞	＜4.5＞	

表2. 派遣労働者からの苦情の主な内容(苦情のあった事業所のみ)(複数回答(3つ以内))

(単位:所、%)

	該当事業所	業務内容	就業時間	時間外労働、休日労働	指揮命令者	安全・衛生	左記以外の派遣契約の内容	朝礼等への出席	人間関係	セクハラ
一般	397	209	41	66	32	14	12	14	292	58
	100	52.6	10.3	16.6	8.1	3.5	3.0	3.5	73.6	14.6
特定	108	52	12	34	27	0	1	0	59	4
	100	48.2	11.1	31.5	25.0	0.0	0.9	0.0	54.6	3.7
＜一般＞	＜372＞	＜177＞	＜20＞	＜66＞	＜44＞	＜9＞	＜9＞	＜13＞	＜260＞	＜58＞
	＜100＞	＜47.6＞	＜5.4＞	＜17.7＞	＜11.8＞	＜2.4＞	＜2.4＞	＜3.5＞	＜69.9＞	＜15.6＞
＜特定＞	＜94＞	＜26＞	＜11＞	＜25＞	＜9＞	＜0＞	＜4＞	＜0＞	＜43＞	＜14＞
	＜100＞	＜27.7＞	＜11.7＞	＜26.6＞	＜9.6＞	＜0.0＞	＜4.3＞	＜0.0＞	＜45.7＞	＜14.9＞
	個人情報 の漏洩	派遣先からの派遣契約の解除	賃金、諸手当	その他	不明					
一般	2	74	134	16	370					
	0.5	18.6	33.8	4.0	93.2					
特定	1	7	31	11	516					
	0.9	6.5	28.7	10.2	477.8					
＜一般＞	＜3＞	＜84＞	＜79＞	＜23＞	＜0＞					
	＜0.8＞	＜22.6＞	＜21.2＞	＜6.2＞	＜0.0＞					
＜特定＞	＜0＞	＜16＞	＜21＞	＜6＞	＜1＞					
	＜0＞	＜17.0＞	＜22.3＞	＜6.4＞	＜1.1＞					

表3. 派遣先から労働者派遣契約を中途解除されたことの有無

(単位:所、%)

	該当事業所	よくある	たまにある	ほとんどない	まったくない	不明
一般	806	12	176	284	318	16
	100	1.5	21.8	35.2	39.5	2.0
特定	640	0	71	105	435	29
	100	0.0	11.1	16.4	68.0	4.5
<一般>	<691>	<1>	<212>	<251>	<221>	<6>
	<100>	<0.1>	<30.7>	<36.3>	<32.0>	<0.9>
<特定>	<606>	<1>	<86>	<162>	<347>	<10>
	<100>	<0.2>	<14.2>	<26.7>	<57.3>	<1.7>

表4. 派遣先から労働者派遣契約が中途解除された理由(中途解除されたことがまったくない事業所以外)(複数回答(3つ以内))

(単位:所、%)

	該当事業所	派遣労働者の知識・技術が派遣先の要望と異なっていたため	派遣労働者の勤務状況に問題があったため	派遣労働者と派遣先の他の労働者との人間関係に問題があったため	派遣先の事業計画の急な変更・中止等があったため	派遣先の欠員補充が不可能になったため	派遣先に派遣労働者から苦情の申出があったため	その他	不明
一般	472	239	223	145	195	43	19	10	339
	100	50.6	47.3	30.7	41.3	9.1	4.0	2.1	71.8
特定	176	89	56	30	71	14	3	9	470
	100	50.6	31.8	17.1	40.3	8.0	1.7	5.1	267.1
<一般>	<464>	<224>	<167>	<125>	<280>	<64>	<13>	<13>	<1>
	<100>	<48.3>	<36.0>	<26.9>	<60.3>	<13.8>	<2.8>	<2.8>	<0.2>
<特定>	<249>	<107>	<73>	<28>	<155>	<17>	<3>	<7>	<10>
	<100>	<43>	<29.3>	<11.2>	<62.2>	<6.8>	<1.2>	<2.8>	<4.0>

表5. 派遣先からの労働者派遣契約の中途解除の原因(中途解除されたことがまったくない事業所以外)

(単位:所、%)

	該当事業所	主に派遣先にある	主に貴事業所にある	主に派遣労働者にある	いずれともいえない	不明
一般	472	117	2	141	188	24
	100	24.8	0.4	29.9	39.8	5.1
特定	176	56	2	58	57	3
	100	31.8	1.1	33.0	32.4	1.7
<一般>	<464>	<172>	<2>	<97>	<188>	<5>
	<100>	<37.1>	<0.4>	<20.9>	<40.5>	<1.1>
<特定>	<249>	<104>	<3>	<55>	<80>	<7>
	<100>	<41.8>	<1.2>	<22.1>	<32.1>	<2.8>

表6. 派遣先から労働者派遣契約を中途解除された際の対応(中途解除されたことがまったくない事業所以外)(複数回答)
(単位:所、%)

	該当事業所	派遣労働者に対して新たな就業機会を提供した	派遣労働者に対して雇用契約の終了まで休業手当を支給した	派遣労働者に非があったため解雇した	新たな就業機会の確保が困難であることからやむを得ず解雇した(解雇予告手当を支給した)	新たな就業機会の確保が困難であることからやむを得ず解雇した(解雇予告手当は支給しなかった)	派遣先へ損害賠償請求を行った	派遣先へ他の派遣労働者を派遣する等により、再度労働者派遣契約の締結を行った	その他	不明
一般	472	371	132	75	132	42	24	163	13	343
	100	78.6	28.0	15.9	28.0	8.9	5.1	34.5	2.8	72.7
特定	176	138	11	15	18	7	0	41	12	466
	100	78.4	6.3	8.5	10.2	4.0	0.0	23.3	6.8	264.8
<一般>	<464>	<382>	<139>	<63>	<120>	<48>	<30>	<169>	<20>	<5>
	<100>	<82.3>	<30.0>	<13.6>	<25.9>	<10.3>	<6.5>	<36.4>	<4.3>	<1.1>
<特定>	<249>	<197>	<12>	<21>	<32>	<11>	<4>	<58>	<14>	<9>
	<100>	<79.1>	<4.8>	<8.4>	<12.9>	<4.4>	<1.6>	<23.3>	<5.6>	<3.6>

表7. 派遣先が労働者派遣契約を中途解除した際における派遣先の対応(中途解除されたことがまったくない事業所以外)(複数回答)
(単位:所、%)

	該当事業所	打ち切り前の予告があった(予告期間1カ月以上)	打ち切り前の予告があった(予告期間1カ月未満)	派遣労働者の新たな就業機会の確保への協力があった	損害賠償の支払いがあった	その他	特段の措置は講じられなかった	不明
一般	472	336	180	92	44	6	84	348
	100	71.2	38.1	19.5	9.3	1.3	17.8	73.7
特定	176	134	29	32	1	1	23	468
	100	76.1	16.5	18.2	0.6	0.6	13.1	265.9
<一般>	<464>	<362>	<178>	<86>	<49>	<2>	<18>	<6>
	<100>	<78>	<38.4>	<18.5>	<10.6>	<0.4>	<3.9>	<1.3>
<特定>	<249>	<200>	<50>	<35>	<7>	<1>	<8>	<10>
	<100>	<80.3>	<20.1>	<14.1>	<2.8>	<0.4>	<3.2>	<4.0>

表8. 派遣先から労働者派遣契約の中途解除があった際に派遣先に対し損害賠償を請求できる契約
(単位:所、%)

	総数	原則として締結する	締結する場合もある	締結していない	不明
一般	806	407	116	252	31
	100	50.5	14.4	31.3	3.9
特定	640	182	91	323	44
	100	28.4	14.2	50.5	6.9
<一般>	<691>	<339>	<99>	<238>	<15>
	<100>	<49.1>	<14.3>	<34.4>	<2.2>
<特定>	<606>	<154>	<110>	<310>	<32>
	<100>	<25.4>	<18.2>	<51.2>	<5.3>

表9. 派遣労働者が就業を拒否したことの有無

(単位:所、%)

	総数	有	無	不明
一般	806	285	486	35
	100	35.4	60.3	4.3
特定	640	37	567	36
	100	5.8	88.6	5.6
<一般>	<691>	<312>	<372>	<7>
	<100>	<45.2>	<53.8>	<1.0>
<特定>	<606>	<39>	<552>	<15>
	<100>	<6.4>	<91.1>	<2.5>

表10. 派遣労働者が就業を拒否したのはいつですか(就業を拒否されたことのある事業所のみ)

(単位:所、%)

	該当事業所	派遣先への事前訪問後	就業開始後	不明
一般	285	19	233	33
	100	6.7	81.8	11.6
特定	37	3	31	3
	100	8.1	83.8	8.1

表11. 派遣労働者が就業を拒否した理由(就業を拒否されたことのある事業所のみ)(複数回答(3つ以内))

(単位:所、%)

	該当事業所	派遣先が法違反を行っていたため	派遣先が労働者派遣契約を守らなかったため	派遣先が派遣労働者を労働者派遣事業を行ってはいない業務で使用したため	派遣先において人間関係に問題があったため	その他	不明
一般	285	1	17	6	207	126	0
	100	0.4	6.0	2.1	72.6	44.2	0.0
特定	37	1	3	1	27	12	0
	100	2.7	8.1	2.7	73.0	32.4	0.0
<一般>	<312>	<1>	<24>	<8>	<220>	<138>	<4>
	<100>	<0.3>	<7.7>	<2.6>	<70.5>	<44.2>	<1.3>
<特定>	<39>	<0>	<3>	<1>	<23>	<19>	<0>
	<100>	<0>	<7.7>	<2.6>	<59.0>	<48.7>	<0>

表12. 派遣労働者からの就業拒否の発生原因(就業を拒否されたことのある事業所のみ)

(単位:所、%)

	該当事業所	主に派遣先にある	主に貴事業所にある	主に派遣労働者にある	いずれでもない	不明
一般	285	26	1	110	148	0
	100	9.1	0.4	38.6	51.9	0.0
特定	37	4	0	16	17	0
	100	10.8	0.0	43.2	46.0	0.0
<一般>	<312>	<32>	<2>	<111>	<165>	<2>
	<100>	<10.3>	<0.6>	<35.6>	<52.9>	<0.6>
<特定>	<39>	<5>	<1>	<14>	<19>	<0>
	<100>	<12.8>	<2.6>	<35.9>	<48.7>	<0.0>

表13. 派遣労働者が就業を拒否した際の処理方法(就業を拒否されたことのある事業所のみ)(複数回答)

(単位:所、%)

	該当事業所	派遣労働者に対して新たな就業機会を提供した	派遣労働者に対して雇用契約の終了まで休業手当を支給した	派遣労働者に非があったため解雇した	新たな就業機会の確保が困難であることからやむを得ず解雇した(解雇予告手当を支給した)	新たな就業機会の確保が困難であることからやむを得ず解雇した(解雇予告手当は支給しなかった)	派遣先へ損害賠償請求を行った	派遣先へ他の派遣労働者を派遣した	その他	不明
一般	285	175	29	63	41	39	6	187	29	2
	100	61.4	10.2	22.1	14.4	13.7	2.1	65.6	10.2	0.7
特定	37	29	2	6	1	2	0	18	4	0
	100	78.4	5.4	16.2	2.7	5.4	0.0	48.7	10.8	0.0
<一般>	<312>	<180>	<28>	<66>	<35>	<54>	<1>	<216>	<16>	<5>
	<100>	<57.7>	<9.0>	<21.2>	<11.2>	<17.3>	<0.3>	<69.2>	<5.1>	<1.6>
<特定>	<39>	<27>	<1>	<9>	<6>	<2>	<0>	<17>	<4>	<1>
	<100>	<69.2>	<2.6>	<23.1>	<15.4>	<5.1>	<0.0>	<43.6>	<10.3>	<2.6>

【派遣先調査】

表14. 苦情の主な内容(苦情があった事業所のみ)(複数回答(3つ以内))

(単位:所, %)

該当事業所	業務内容	就業時間	時間外労働、休日労働	指揮命令等	安全・衛生	左記以外の労働者派遣契約の内容	朝礼等への出席	人間関係	セクハラ
1581	328	89	147	156	45	8	35	493	22
100	20.8	5.6	9.3	9.9	2.9	0.5	2.2	31.2	1.4
<200>	<75>	<19>	<35>	<37>	<7>	<3>	<8>	<96>	<14>
<100>	<37.5>	<9.5>	<17.5>	<18.5>	<3.5>	<1.5>	<4.0>	<48.0>	<7.0>
	貴事業所で働く他の派遣労働者との賃金の違い	その他	不明						
	150	228	485						
	9.5	14.4	30.7						
	<25>	<10>	<0>						
	<12.5>	<5.0>	<0.0>						

表15. 派遣労働者から就業を拒否されたことの有無

(単位:所, %)

総数	有	無	不明
1581	164	1377	40
100	10.4	87.1	2.5
<2006>	<113>	<1860>	<33>
<100>	<5.6>	<92.7>	<1.6>

表16. 就業を拒否された時期(就業を拒否されたことがある事業所のみ)

(単位:所, %)

該当事業所	事前訪問後	就業開始後	不明
164	21	134	9
100	12.8	81.7	5.5

表17. 派遣労働者から就業を拒否された理由(就業を拒否されたことがある事業所のみ)(複数回答(3つ以内))

(単位:所, %)

該当事業所	貴事業所が法違反を行っていたため	貴事業所が労働者派遣契約を守らなかったため	貴事業所が派遣労働者を労働者派遣事業を行ってはいない業務で利用したため	貴事業所内において人間関係に問題があったため	その他	わからない	不明
164	0	1	2	62	80	37	1
100	0.0	0.6	1.2	37.8	48.8	22.6	0.6
<113>	<0>	<2>	<2>	<46>	<50>	<20>	<0>
<100>	<0.0>	<1.8>	<1.8>	<40.7>	<44.2>	<17.7>	<0.0>

表18. 派遣労働者からの就業拒否の発生原因(就業を拒否されたことがある事業所のみ)

(単位:所, %)

該当事業所	主に派遣元事業所にある	主に貴事業所にある	主に派遣労働者にある	いずれでもない	不明
164	8	4	62	83	7
100	4.9	2.4	37.8	50.6	4.3
<113>	<6>	<10>	<54>	<43>	<0>
<100>	<5.3>	<8.8>	<47.8>	<38.1>	<0.0>

表19. 派遣労働者から就業を拒否された際の処理方法(就業を拒否されたことがある事業所のみ)(複数回答)

(単位:所, %)

該当事業所	貴事業所での就業状況を改善し、再度就業させた	派遣元事業主に派遣労働者の変更を申し入れた	労働者派遣契約を解除した	その他	不明
164	22	114	37	7	7
100	13.4	69.5	22.6	4.3	4.3
<113>	<13>	<88>	<41>	<14>	<1>
<100>	<11.5>	<60.2>	<36.3>	<12.4>	<0.9>

【派遣労働者調査】

表20. 過去1年間の苦情(不満)の有無

(単位:人、%)

	総数	有	無	不明
総数	2908	811	1957	140
	100	27.9	67.3	4.8
<総数>	<3460>	<1140>	<2214>	<106>
	<100>	<32.9>	<64.0>	<3.1>
女性	1672	578	1017	77
	100	34.6	60.8	4.6
男性	1229	231	940	58
	100	18.8	76.5	4.7
登録型派遣労働者	1154	388	715	51
	100	33.6	62.0	4.4
常用労働者	1698	414	1204	80
	100	24.4	70.9	4.7

表21. 申し出た苦情の内容、感じた不満の内容(過去1年間に苦情・不満があった者のみ)(複数回答(5つ以内))

(単位:人、%)

	該当者	派遣契約と実際の業務の内容が違う	就業時間、時間外労働、休日労働について派遣契約と実際の違う	朝礼等への出席を強制させる	派遣先の上司以外からも指揮命令を受ける	安全衛生上の措置が不十分である	その他の派遣契約違反がある	派遣先の上司・同僚との人間関係に問題がある	派遣先で働く他の派遣労働者との人間関係に問題がある
申し出た苦情									
総数	811	95	53	11	21	26	21	112	60
	100	11.7	6.5	1.4	2.6	3.2	2.6	13.8	7.4
<総数>	<1140>	<140>	<76>	<15>	<48>	<28>	<28>	<174>	<71>
	<100>	<12.3>	<6.7>	<1.3>	<4.2>	<2.5>	<2.5>	<15.3>	<6.2>
女性	578	78	33	5	14	14	14	88	46
	100	13.5	5.7	0.9	2.4	2.4	2.4	15.2	8.0
男性	231	16	19	6	7	12	7	23	14
	100	6.9	8.2	2.6	3.0	5.2	3.0	10.0	6.1
登録型派遣労働者	388	58	26	6	14	15	10	67	37
	100	15.0	6.7	1.6	3.6	3.9	2.6	17.3	9.5
常用労働者	414	37	27	5	6	10	11	45	23
	100	8.9	6.5	1.2	1.5	2.4	2.7	10.9	5.6
感じた不満									
総数	811	174	73	66	93	50	36	225	90
	100	21.5	9.0	8.1	11.5	6.2	4.4	27.7	11.1
<総数>	<1140>	<233>	<135>	<112>	<154>	<72>	<57>	<326>	<163>
	<100>	<20.4>	<11.8>	<9.8>	<13.5>	<6.3>	<5.0>	<28.6>	<14.3>
女性	578	132	47	46	62	35	23	165	57
	100	22.8	8.1	8.0	10.7	6.1	4.0	28.6	9.9
男性	231	41	25	20	31	15	13	59	33
	100	17.8	10.8	8.7	13.4	6.5	5.6	25.5	14.3
登録型派遣労働者	388	0	0	0	0	0	0	0	0
	100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
常用労働者	414	94	34	37	35	28	18	106	41
	100	22.7	8.2	8.9	8.5	6.8	4.4	25.6	9.9

	セクハラ を受けた	派遣先に 自分の履歴 (履歴書)等が 出回っている	派遣先より 就業を断わられ た	賃金、諸 手当が契約と 違う	給与等賃 金関係に 不満がある	その他	不明
申し出た苦情 総数	17 2.1	12 1.5	3 0.4	16 2.0	105 13.0	48 5.9	4 0.5
<総数>	<27> <2.4>	<8> <0.7>	<5> <0.4>	<19> <1.7>	<155> <13.6>	<62> <5.4>	<590> <51.8>
女性	15 2.6	8 1.4	1 0.2	12 2.1	78 13.5	34 5.9	2 0.4
男性	2 0.9	4 1.7	2 0.9	4 1.7	27 11.7	14 6.1	2 0.9
登録型派遣労働者	12 3.1	6 1.6	2 0.5	5 1.3	52 13.4	22 5.7	1 0.3
常用労働者	3 0.7	6 1.5	1 0.2	11 2.7	50 12.1	26 6.3	3 0.7
感じた不満 総数	42 5.2	44 5.4	10 1.2	21 2.6	274 33.8	64 7.9	66 8.1
<総数>	<93> <8.2>	<54> <4.7>	<20> <1.8>	<31> <2.7>	<424> <37.2>	<74> <6.5>	<194> <17.0>
女性	42 7.3	34 5.9	5 0.9	13 2.3	189 32.7	42 7.3	44 7.6
男性	0 0.0	10 4.3	5 2.2	8 3.5	84 36.4	22 9.5	22 9.5
登録型派遣労働者	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
常用労働者	24 5.8	28 6.8	3 0.7	7 1.7	111 26.8	27 6.5	34 8.2

表22. 苦情(不満)の発生原因(過去1年間に苦情・不満があった者のみ)

	該当者	主に派遣 会社にある	主に派遣 先にある	いずれと もいえない	不明
総数	811 100	140 17.3	389 48.0	249 30.7	33 4.1
<総数>	<1140> <100>	<229> <20.1>	<494> <43.3>	<397> <34.8>	<20> <1.8>
女性	578 100	87 15.1	287 49.7	178 30.8	26 4.5
男性	231 100	52 22.5	101 43.7	71 30.7	7 3.0
登録型派遣労働者	388 100	48 12.4	198 51.0	129 33.3	13 3.4
常用労働者	414 100	90 21.7	185 44.7	119 28.7	20 4.8

表23. 苦情の申し出先(申し出たことがない者は申し出る場合について)(過去1年間に苦情・不満があった者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	派遣元責任者	その他の派遣会社の担当者	派遣先責任者	その他の派遣先の担当者	公共職業安定所(ハローワーク)又は労働局	公共職業安定所又は労働局以外の行政機関	不明
総数	811	435	100	103	29	6	3	135
	100	53.6	12.3	12.7	3.6	0.7	0.4	16.7
<総数>	<1140>	<724>	<181>	<222>	<74>	<10>	<6>	<59>
	<100>	<63.5>	<15.9>	<19.5>	<6.5>	<0.9>	<0.5>	<5.2>
女性	578	300	80	70	22	5	2	99
	100	51.9	13.8	12.1	3.8	0.9	0.4	17.1
男性	231	133	20	33	7	1	1	36
	100	57.6	8.7	14.3	3.0	0.4	0.4	15.6
登録型派遣労働者	388	204	65	37	21	2	3	56
	100	52.6	16.8	9.5	5.4	0.5	0.8	14.4
常用労働者	414	224	35	66	8	4	0	77
	100	54.1	8.5	15.9	1.9	1.0	0.0	18.6

表24. 苦情の解決状況(過去1年間に苦情・不満があった者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	すべて解決した	ほとんど解決した	あまり解決しなかった	全く解決しなかった	不明
総数	811	69	143	305	212	82
	100	8.5	17.6	37.6	26.1	10.1
<総数>	<1140>	<65>	<177>	<424>	<319>	<155>
	<100>	<5.7>	<15.5>	<37.2>	<28.0>	<13.6>
女性	578	50	106	209	145	68
	100	8.7	18.3	36.2	25.1	11.8
男性	231	19	36	95	67	14
	100	8.2	15.6	41.1	29.0	6.1
登録型派遣労働者	388	39	88	142	80	39
	100	10.1	22.7	36.6	20.6	10.1
常用労働者	414	29	54	160	128	43
	100	7.0	13.0	38.7	30.9	10.4

表25. 解決にいたらない理由(すべて解決した者以外)(複数回答)

(単位:人、%)

	該当者	派遣会社が問題解決に消極的である	派遣元責任者が問題解決に消極的である	派遣先が問題解決に消極的である	派遣先責任者が問題解決に消極的である	派遣先が派遣制度を理解していない	派遣会社と派遣先の関係が円滑でない	その他	不明
総数	742	194	129	192	117	76	53	112	216
	100	26.2	17.4	25.9	15.8	10.2	7.1	15.1	29.1
<総数>	<920>	<276>	<199>	<265>	<164>	<143>	<73>	<134>	<119>
	<100>	<30.0>	<21.6>	<28.8>	<17.8>	<15.5>	<7.9>	<14.6>	<12.9>
女性	528	138	86	130	76	55	39	79	161
	100	26.1	16.3	24.6	14.4	10.4	7.4	15.0	30.5
男性	212	56	42	62	41	20	14	33	55
	100	26.4	19.8	29.3	19.3	9.4	6.6	15.6	25.9
登録型派遣労働者	349	82	56	91	56	46	30	52	108
	100	23.5	16.1	26.1	16.1	13.2	8.6	14.9	31.0
常用労働者	385	110	72	100	60	28	23	59	105
	100	28.6	18.7	26.0	15.6	7.3	6.0	15.3	27.3

表26. 派遣会社から解雇されたことの有無(派遣契約の中途解除に伴うものを除く)
(単位:人、%)

	総数	ある	ない	不明
総数	2908	26	2791	91
	100	0.9	96.0	3.1
<総数>	<3460>	<40>	<3317>	<103>
	<100>	<1.2>	<95.9>	<3.0>
女性	1672	19	1603	50
	100	1.1	95.9	3.0
男性	1229	7	1185	37
	100	0.6	96.4	3.0
登録型派遣労働者	1154	16	1112	26
	100	1.4	96.4	2.3
常用労働者	1698	9	1630	59
	100	0.5	96.0	3.5

表27. 派遣会社から解雇された理由(解雇されたことがある者のみ)(複数回答(3つ以内))

(単位:人、%)

	該当者	知識・技術が派遣先の要望と食い違っていたため	勤務状況に問題があったため	明示された就業条件を超える時間外・休日労働に応じなかったため	仕事上ミスがあったため	派遣先の上司・同僚との人間関係に問題があったため	派遣先で働く他の派遣労働者との人間関係に問題があったため	派遣先に苦情を申し出たため	その他	不明
総数	26	8	5	1	2	5	0	1	11	1
	100	30.8	19.2	3.9	7.7	19.2	0.0	3.9	42.3	3.9
<総数>	<40>	<6>	<0>	<0>	<1>	<6>	<3>	<4>	<20>	<4>
	<100>	<15.0>	<0.0>	<0.0>	<2.5>	<15.0>	<7.5>	<10.0>	<50.0>	<10.0>
女性	19	5	2	1	1	4	0	1	9	1
	100	26.3	10.5	5.3	5.3	21.1	0.0	5.3	47.4	5.3
男性	7	3	3	0	1	1	0	0	2	0
	100	42.9	42.9	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	28.6	0.0
登録型派遣労働者	16	4	4	1	0	4	0	1	6	1
	100	25.0	25.0	6.3	0.0	25.0	0.0	6.3	37.5	6.3
常用労働者	9	4	1	0	2	1	0	0	4	0
	100	44.4	11.1	0.0	22.2	11.1	0.0	0.0	44.4	0.0

表28. 派遣会社の解雇の原因(解雇されたことがある者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	主に派遣会社にある	主に派遣先にある	主に自分自身にある	いずれともいえない	不明
総数	26	4	14	3	4	1
	100	15.4	53.9	11.5	15.4	3.9
<総数>	<40>	<3>	<23>	<2>	<11>	<1>
	<100>	<7.5>	<57.5>	<5.0>	<27.5>	<2.5>
女性	19	2	13	1	2	1
	100	10.5	68.4	5.3	10.5	5.3
男性	7	2	1	2	2	0
	100	28.6	14.3	28.6	28.6	0.0
登録型派遣労働者	16	1	11	1	2	1
	100	6.3	68.8	6.3	12.5	6.3
常用労働者	9	3	2	2	2	0
	100	33.3	22.2	22.2	22.2	0.0

表29. 解雇された際の処理方法(解雇されたことがある者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	他の派遣会社に就職した	派遣会社を除く他の企業に就職した	解雇された派遣会社に再び雇用された	その他	不明
総数	26	14	3	5	2	2
	100	53.9	11.5	19.2	7.7	7.7
<総数>	<40>	<18>	<2>	<13>	<6>	<1>
	<100>	<45.0>	<5.0>	<32.5>	<15.0>	<2.5>
女性	19	10	3	4	1	1
	100	52.6	15.8	21.1	5.3	5.3
男性	7	4	0	1	1	1
	100	57.1	0.0	14.3	14.3	14.3
登録型派遣労働者	16	10	2	2	0	2
	100	62.5	12.5	12.5	0.0	12.5
常用労働者	9	4	1	3	1	0
	100	44.4	11.1	33.3	11.1	0.0

表30. 派遣先の就業拒否の有無

(単位:人、%)

	総数	ある	ない	不明
総数	2908	71	2780	57
	100	2.4	95.6	2.0
<総数>	<3460>	<99>	<3292>	<69>
	<100>	<2.9>	<95.1>	<2.0>
女性	1672	43	1601	28
	100	2.6	95.8	1.7
男性	1229	28	1176	25
	100	2.3	95.7	2.0
登録型派遣労働者	1154	39	1099	16
	100	3.4	95.2	1.4
常用労働者	1698	31	1630	37
	100	1.8	96.0	2.2

表31. 派遣先の就業拒否の理由(就業を拒否されたことがある者のみ)(複数回答(3つ以内))

(単位:人、%)

	該当者	知識・技能が派遣先の要望と食い違っていたため	勤務状況に問題があったため	明示された就業条件を超える時間外・休日労働に応じなかったため	仕事上ミスがあったため	派遣先の上司・同僚との人間関係に問題があったため	派遣先で働く他の派遣労働者との人間関係に問題があったため	派遣先に苦情を申し出たため	その他	不明
総数	71	31	5	4	5	7	3	4	24	4
	100	43.7	7.0	5.6	7.0	9.9	4.2	5.6	33.8	5.6
<総数>	<99>	<32>	<3>	<8>	<2>	<12>	<5>	<7>	<44>	<5>
	<100>	<32.3>	<3.0>	<8.1>	<2.0>	<12.1>	<5.1>	<7.1>	<44.4>	<5.1>
女性	43	15	3	1	3	4	2	3	17	3
	100	34.9	7.0	2.3	7.0	9.3	4.7	7.0	39.5	7.0
男性	28	16	2	3	2	3	1	1	7	1
	100	57.1	7.1	10.7	7.1	10.7	3.6	3.6	25.0	3.6
登録型派遣労働者	39	13	3	1	2	5	3	3	15	3
	100	33.3	7.7	2.6	5.1	12.8	7.7	7.7	38.5	7.7
常用労働者	31	18	2	3	3	2	0	1	8	1
	100	58.1	6.5	9.7	9.7	6.5	0.0	3.2	25.8	3.2

表32. 派遣先の就業拒否の原因(就業を拒否されたことがある者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	主に派遣 会社にあ る	主に派遣 先にある	主に自分 自身にあ る	いずれど もいえな い	不明
総数	71	9	28	12	18	4
	100	12.7	39.4	16.9	25.4	5.6
<総数>	<99>	<8>	<55>	<7>	<27>	<2>
	<100>	<8.1>	<55.6>	<7.1>	<27.3>	<2.0>
女性	43	6	19	6	11	1
	100	14.0	44.2	14.0	25.6	2.3
男性	28	3	9	6	7	3
	100	10.7	32.1	21.4	25.0	10.7
登録型派遣労働者	39	5	18	4	10	2
	100	12.8	46.2	10.3	25.6	5.1
常用労働者	31	4	9	8	8	2
	100	12.9	29.0	25.8	25.8	6.5

表33. 派遣先の就業拒否の場合の処理方法(就業を拒否されたことがある者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	他の派遣 先をすぐ にみつけ てもらった	他の派遣 先をある 程度の間 をみつけ てもらった (その間 休業手当 有)	他の派遣 先をある 程度の間 をみつけ てもらった (その間 休業手当 無)	雇用契約 期間の終 了まで他 の派遣先 は紹介さ れなかつ た(その 間休業手 当有)	雇用契約 期間の終 了まで他 の派遣先 は紹介さ れなかつ た(その 間休業手 当無)	雇用契約 期間中に 解雇され た(事前 予告あり)	雇用契約 期間中に 解雇され た(解雇 予告手当 支給あり)	雇用契約 期間中に 解雇され た(解雇 予告手当 支給なし)	就労を再 開しても らった
総数	57	30	5	9	1	4	6	0	1	1
	100	52.6	8.8	15.8	1.8	7.0	10.5	0.0	1.8	1.8
<総数>	<99>	<51>	<6>	<15>	<0>	<1>	<4>	<0>	<6>	<2>
	<100>	<51.5>	<6.1>	<15.2>	<0.0>	<1.0>	<4.0>	<0.0>	<6.1>	<2.0>
女性	37	19	1	6	0	4	6	0	1	0
	100	51.4	2.7	16.2	0.0	10.8	16.2	0.0	2.7	0.0
男性	20	11	4	3	1	0	0	0	0	1
	100	55.0	20.0	15.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0
登録型派遣労働者	31	15	1	7	0	2	5	0	1	0
	100	48.4	3.2	22.6	0.0	6.5	16.1	0.0	3.2	0.0
常用労働者	25	14	4	2	1	2	1	0	0	1
	100	56.0	16.0	8.0	4.0	8.0	4.0	0.0	0.0	4.0
	その他	不明								
総数	4	10								
	5.6	14.1								
<総数>	<12>	<2>								
	<12.1>	<2.0>								
女性	2	4								
	4.7	9.3								
男性	2	6								
	7.1	21.4								
登録型派遣労働者	2	6								
	5.1	15.4								
常用労働者	2	4								
	6.5	12.9								

表34. 派遣途中で労働者派遣契約が解除されたことの有無

(単位:人、%)

	総数	よくある	たまにある	ほとんどない	まったくない	不明
総数	2908	7	50	102	2663	86
	100	0.2	1.7	3.5	91.6	3.0
<総数>	<3460>	<9>	<86>	<135>	<3148>	<82>
	<100>	<0.3>	<2.5>	<3.9>	<91.0>	<2.4>
女性	1672	4	26	53	1548	43
	100	0.2	1.6	3.2	92.5	2.6
男性	1229	3	24	49	1114	39
	100	0.2	2.0	4.0	90.6	3.2
登録型派遣労働者	1154	5	24	44	1048	33
	100	0.4	2.1	3.8	90.8	2.9
常用労働者	1698	2	25	55	1569	47
	100	0.1	1.5	3.2	92.4	2.8

表35. 労働者派遣契約の中途解除の理由(中途解約されたことがまったくない者以外)(複数回答(3つ以内))

(単位:人、%)

	該当者	知識・技術が派遣先の要望と食い違っていたため	勤務状況に問題があったため	派遣先の上司・同僚との人間関係に問題があったため	派遣先で働く他の派遣労働者との人間関係に問題があったため	派遣先の事業計画の急な変更、中止等があったため	派遣先の欠員補充が可能となったため	派遣先に苦情を申し出たため	その他	わからない	不明
総数	159	21	9	14	3	86	14	7	17	7	11
	100	13.2	5.7	8.8	1.9	54.1	8.8	4.4	10.7	4.4	6.9
<総数>	<230>	<19>	<9>	<16>	<10>	<121>	<19>	<13>	<45>	<7>	<20>
	<100>	<8.3>	<3.9>	<7.0>	<4.3>	<52.6>	<8.3>	<5.7>	<19.6>	<3.0>	<8.7>
女性	83	10	6	6	1	45	4	5	11	2	
	100	12.1	7.2	7.2	1.2	54.2	4.8	6.0	13.3	2.4	0.0
男性	76	11	3	8	2	41	10	2	6	5	7
	100	14.5	4.0	10.5	2.6	54.0	13.2	2.6	7.9	6.6	9.2
登録型派遣労働者	73	8	6	8	2	37	6	4	8	3	5
	100	11.0	8.2	11.0	2.7	50.7	8.2	5.5	11.0	4.1	6.9
常用労働者	82	13	3	6	1	47	8	3	9	3	5
	100	15.9	3.7	7.3	1.2	57.3	9.8	3.7	11.0	3.7	6.1

表36. 労働者派遣契約の中途解除の原因(中途解約されたことがまったくない者以外)

(単位:人、%)

	該当者	主に派遣会社にある	主に派遣先にある	主に自分自身にある	いずれでもない	不明
総数	159	9	106	6	26	12
	100	5.7	66.7	3.8	16.4	7.6
<総数>	<230>	<19>	<145>	<8>	<39>	<19>
	<100>	<8.3>	<63.0>	<3.5>	<17.0>	<8.3>
女性	83	5	60	4	9	5
	100	6.0	72.3	4.8	10.8	6.0
男性	76	4	46	2	17	7
	100	5.3	60.5	2.6	22.4	9.2
登録型派遣労働者	73	4	52	2	10	5
	100	5.5	71.2	2.7	13.7	6.9
常用労働者	82	5	52	4	15	6
	100	6.1	63.4	4.9	18.3	7.3

表37. 労働者派遣契約の中途解除時の派遣会社での取扱い(中途解約されたことがまったくない者以外)

(単位:人、%)

	該当者	他の派遣先をすぐにみつけてもらった	他の派遣先をある程度の期間をおいてみつけた(その間休業手当の支給あり)	他の派遣先をある程度の期間をおいてみつけた(その間休業手当なし)	雇用契約期間の終了まで他の派遣先は紹介されなかった(その間休業手当あり)	雇用契約期間の終了まで他の派遣先は紹介されなかった(その間休業手当なし)	雇用契約期間中に解雇された(事前予告あり)	雇用契約期間中に解雇された(解雇予告手当支給あり)	雇用契約期間中に解雇された(解雇予告手当支給なし)	その他	不明
総数	159	75	12	24	2	8	8	3	2	12	13
	100	47.2	7.6	15.1	1.3	5.0	5.0	1.9	1.3	7.6	8.2
<総数>	<230>	<95>	<19>	<33>	<0>	<11>	<13>	<3>	<9>	<18>	<29>
	<100>	<41.3>	<8.3>	<14.3>	<0.0>	<4.8>	<5.7>	<1.3>	<3.9>	<7.8>	<12.6>
女性	83	38	1	12	2	7	6	3	1	9	4
	100	45.8	1.2	14.5	2.4	8.4	7.2	3.6	1.2	10.8	4.8
男性	76	37	11	12	0	1	2	0	1	3	9
	100	48.7	14.5	15.8	0.0	1.3	2.6	0.0	1.3	4.0	11.8
登録型派遣労働者	73	29	3	13	2	4	6	3	1	6	6
	100	39.7	4.1	17.8	2.7	5.5	8.2	4.1	1.4	8.2	8.2
常用労働者	82	45	9	10	0	4	2	0	1	5	6
	100	54.9	11.0	12.2	0.0	4.9	2.4	0.0	1.2	6.1	7.3

表38. 労働者派遣契約の中途解除時の派遣先の対応(中途解約されたことがまったくない者以外)(複数回答)

(単位:人、%)

	該当者	労働者派遣契約解除の予告があった(ど派遣会社から聞いた)(予告期間1ヶ月未満)	労働者派遣契約解除の予告があった(ど派遣会社から聞いた)(予告期間1ヶ月以上)	新たな働き口の確保に協力してもらえた(ど派遣会社から聞いた)	その他	特に対応はなかった	不明
総数	159	46	53	15	9	34	12
	100	28.9	33.3	9.4	5.7	21.4	7.6
<総数>	<230>	<62>	<94>	<16>	<6>	<34>	<29>
	<100>	<27.0>	<40.9>	<7.0>	<2.6>	<14.8>	<12.6>
女性	83	25	25	8	6	21	4
	100	30.1	30.1	9.6	7.2	25.3	4.8
男性	76	21	28	7	3	13	8
	100	27.6	36.8	9.2	4.0	17.1	10.5
登録型派遣労働者	73	23	17	9	3	21	5
	100	31.5	23.3	12.3	4.1	28.8	6.9
常用労働者	82	22	35	6	6	13	5
	100	26.8	42.7	7.3	7.3	15.9	6.1

表39. 派遣会社への要望(複数回答)

(単位:人、%)

	総数	継続的に 仕事を提 供してほ しい	多様な仕 事を提供 してほし い	住居に近 い就業場 所を提供 してほし い	勤続年数 により給 与が上が るようにし てほしい	実力や能 力に応じ た給与に してほし い	諸手当を 充実して ほしい	無料の教 育訓練を 充実して ほしい	有料でも 教育訓練 を充実し てほしい	技能レベ ルの測定 をしてほ しい
総数	2908	1140	373	739	1452	1133	1093	719	287	233
	100	39.2	12.8	25.4	49.9	39.0	37.6	24.7	9.9	8.0
<総数>	<3460>	<1317>	<482>	<926>	<1660>	<1262>	<1269>	<1057>	<395>	<243>
	<100>	<38.1>	<13.9>	<26.8>	<48.0>	<36.5>	<36.7>	<30.5>	<11.4>	<7.0>
女性	1672	728	195	436	1030	663	727	483	179	129
	100	43.5	11.7	26.1	61.6	39.7	43.5	28.9	10.7	7.7
男性	1229	410	178	302	419	469	365	235	108	103
	100	33.4	14.5	24.6	34.1	38.2	29.7	19.1	8.8	8.4
登録型派遣労働者	1154	569	168	367	727	479	543	325	115	87
	100	49.3	14.6	31.8	63.0	41.5	47.1	28.2	10.0	7.5
常用労働者	1698	550	201	362	703	638	540	388	169	143
	100	32.4	11.8	21.3	41.4	37.6	31.8	22.9	10.0	8.4
	派遣ス タッフの 要望を会 社が聞く 機会を設 けてほし い	会社や派 遣スタッフ などの動 向を知ら せてほし い	他の派遣 スタッフど の交流機 会を設け てほしい	派遣先の 悩みなど を個別に 聞いても らえる機 会をつつ てほしい	健康診断 を充実し てほしい	保養所な どの厚生 施設を充 実してほ しい	託児所を 設置して ほしい	派遣先と 連絡を とってほ しい	苦情の申 立てに対 する迅速 な対応を してほし い	その他
総数	461	264	205	341	434	320	189	161	314	50
	15.9	9.1	7.1	11.7	14.9	11.0	6.5	5.5	10.8	1.7
<総数>	<582>	<410>	<266>	<412>	<502>	<473>	<189>	<202>	<406>	<83>
	<16.8>	<11.8>	<7.7>	<11.9>	<14.5>	<13.7>	<5.5>	<5.8>	<11.7>	<2.4>
女性	313	154	120	223	294	213	154	105	211	36
	18.7	9.2	7.2	13.3	17.6	12.7	9.2	6.3	12.6	2.2
男性	148	110	85	117	140	107	35	56	103	14
	12.0	9.0	6.9	9.5	11.4	8.7	2.9	4.6	8.4	1.1
登録型派遣労働者	207	110	79	148	225	162	97	57	140	27
	17.9	9.5	6.9	12.8	19.5	14.0	8.4	4.9	12.1	2.3
常用労働者	246	150	125	185	201	157	89	102	165	23
	14.5	8.8	7.4	10.9	11.8	9.3	5.2	6.0	9.7	1.4
	特に希望 するもの はない	不明								
総数	410	62								
	14.1	2.1								
<総数>	<442>	<118>								
	<12.8>	<3.4>								
女性	149	24								
	8.9	1.4								
男性	261	35								
	21.2	2.9								
登録型派遣労働者	77	10								
	6.7	0.9								
常用労働者	320	48								
	18.9	2.8								

表40. 派遣先への要望(複数回答)

(単位:人、%)

	総数	労働者派遣契約以外の仕事をさせないでほしい	指揮命令系統を明確化してほしい	就業場所の上司、同僚に対し、取り扱い業務の範囲、指揮命令者を周知してほしい	適切な労働時間、休日等の管理をしてほしい	年次有給休暇をとりやすくしてほしい	苦情の申立てに対する迅速な対応をしてほしい	社員に派遣制度について周知させてほしい	安全衛生上の措置を充実してほしい	派遣会社と連絡をとってほしい
総数	2908	393	568	546	259	576	266	422	136	143
	100	13.5	19.5	18.8	8.9	19.8	9.2	14.5	4.7	4.9
<総数>	<3460>	<478>	<653>	<634>	<277>	<670>	<352>	<504>	<144>	<188>
	<100>	<13.8>	<18.9>	<18.3>	<8.0>	<19.4>	<10.2>	<14.6>	<4.2>	<5.4>
女性	1672	260	307	355	109	344	164	275	82	82
	100	15.6	18.4	21.2	6.5	20.6	9.8	16.5	4.9	4.9
男性	1229	133	261	191	149	232	102	146	54	61
	100	10.8	21.2	15.5	12.1	18.9	8.3	11.9	4.4	5.0
登録型派遣労働者	1154	199	248	253	75	231	116	205	63	48
	100	17.2	21.5	21.9	6.5	20.0	10.1	17.8	5.5	4.2
常用労働者	1698	187	314	289	181	337	145	210	72	95
	100	11.0	18.5	17.0	10.7	19.9	8.5	12.4	4.2	5.6
	派遣先で直接雇用してほしい	その他	特に希望するものはない	不明						
総数	374	68	1101	144						
	12.9	2.3	37.9	5.0						
<総数>	<421>	<86>	<1275>	<251>						
	<12.2>	<2.5>	<36.8>	<7.3>						
女性	255	48	578	84						
	15.3	2.9	34.6	5.0						
男性	118	20	523	55						
	9.6	1.6	42.6	4.5						
登録型派遣労働者	154	35	400	52						
	13.3	3.0	34.7	4.5						
常用労働者	214	32	673	84						
	12.6	1.9	39.6	5.0						

表41. 政府等への要望

	総数	労働保険等に派遣労働者も加入しやすくなる	公的な技能検定や技能評価制度の充実	公的な教育訓練の充実	労働者派遣事業ができない業務の縮小、廃止	派遣先の使用者責任の強化	悪質な派遣会社に対する取締りの強化	悪質な派遣先に対する取締りの強化	苦情やトラブルが起こった時の相談窓口の設置等の対応の充実	派遣契約事項の拡大	行政による事業制度の周知・啓発	派遣期間の制限の撤廃
総数	2908	629	508	756	272	473	859	767	752	47	248	687
	100	21.6	17.5	26	9.4	16.3	29.5	26.4	25.9	1.6	8.5	23.6
女性	1672	411	284	470	128	261	512	445	496	26	133	414
	100	24.6	17	28.1	7.7	15.6	30.6	26.6	29.7	1.6	8	24.8
男性	1229	218	224	285	143	212	347	322	255	21	115	271
	100	17.7	18.2	23.2	11.6	17.3	28.2	26.2	20.8	1.7	9.4	22.1
登録型派遣労働者	1154	319	200	322	108	184	385	343	326	22	96	293
	100	27.6	17.3	27.9	9.4	15.9	33.4	29.7	28.3	1.9	8.3	25.4
常用労働者	1698	302	299	425	159	283	460	411	416	25	151	384
	100	17.8	17.6	25	9.4	16.7	27.1	24.2	24.5	1.5	8.9	22.6
	その他	特に希望するものはない	不明									
総数	82	687	180									
	2.8	23.6	6.2									
女性	52	341	91									
	3.1	20.4	5.4									
男性	30	346	84									
	2.4	28.2	6.8									
登録型派遣労働者	52	341	91									
	3.1	20.4	5.4									
常用労働者	36	457	108									
	2.1	26.9	6.4									

VIII 許可・届出手続きの簡素化について

1 現行制度

- ・ 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなくてはならない。（法第5条）
- ・ 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。（法第16条）

【平成15年改正事項】

○許可・届出手続きの簡素化

- ・ 一般労働者派遣事業の許可・特定労働者派遣事業の届出について、事業所（支店）単位から事業主（会社）単位に変更。

2 ヒアリングにおける主な意見等

<派遣元事業主団体>

- ・ 手続きの簡素化については、業界としては大変、派遣元の負担が軽減されていると考えている。

<派遣元事業主>

- ・ 許可・届出手続きの簡素化については、迅速に支店を出す準備ができるので、大変ありがたい。